主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、憲 法違反に名を藉りて、執行開始の要件にすぎない反対給付の提供を、執行文付与の 条件であると主張するに帰し、同条所定の場合に当らないと認められるから、本件 抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のと おり決定する。

昭和三三年四月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_